様式第１号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

明日香村長　　様

申請者（事業主）
名　　称
代表者職・氏名

# 明日香村賃上げ環境整備給付金支給申請書

明日香村賃上げ環境整備給付金支給要綱第８条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、下記に記載した事項及び関係書類の内容について、事実と相違ありません。

記

**１　支給対象従業員数**　　人　　※別紙に記載した人数

**２　給付金支給申請額**　　金　　円　　※支給対象従業員数×20,000円

**３　申請者情報**

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請者情報 | ① 法人名又は屋号 | | | | | | |
| | ② 所在地 | 〒　　-<br>奈良県高市郡明日香村 | | | | | |
| 個人事業主の場合③省略 | ③ 法人番号 | | | ⑤ 常時雇用する労働者数 | 人 | 内 男性 | 人 |
| | ④ 業　種 | | | | | 内 女性 | 人 |
| 申請担当者 | ふりがな | | 所属 | | TEL | | |
| | 氏　名 | | mail | | | | |

**４　給付金の振込先口座**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座番号 | | | |
| 口座種別 | □ 普通　□ 当座　□ その他　（　　） | | |
| 口座名義(カタカナ) | | | |

**５　添付書類チェックリスト**　添付した書類にチェック印（ ☑ ）を入れてください。

(1)　□　対象従業員一覧（別紙）
(2)　□　労働条件通知書又は雇用契約書等の写し
(3)　□　第４条に規定する賃上げの実施前後の賃金が確認できる書類
　　（賃金改定月及び３月までの直近支給分賃金台帳の写し等）
(4)　□　村内に事業所等を有することが確認できる書類
　　（法人：履歴事項全部証明書等　個人事業主：確定申告書又は開業届写し等）
(5)　□　村税等の未納がないことを証する書類
(6)　□　振込先の口座情報が確認できる書類（通帳の見開きページ写し等）

～裏面につづきます～

## 6 誓約事項

法人 個人

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（ ☑ ）を入れてください。
（支給申請には、全ての項目に☑の印が必要です。**すべての項目に☑がない場合、支給はできません。**）

○ ○ □ 本給付金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後１年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。

○ ○ □ 明日香村内に事業所等を１年以上有しており、当該事業所等において今後も事業を継続する意思があります。

※ 次の（ア）から（オ）に該当する者は除く。
（ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
（イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
（ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
（エ）国及び奈良県が設立した法人
（オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体

／ ○ □ 奈良県内の管轄税務署へ開業届を提出している個人事業主に該当します。

○ ○ □ 明日香村内の事業所に常時使用する従業員を１人以上かつ６ヶ月以上雇用しています。

○ ○ □ 村税等に未納はありません。

○ ○ □ 過去にこの要綱による給付金の支給を受けていません。

○ ○ □ 過去５年間に重大な法令違反等がありません。

○ ○ □ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122 号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

○ ○ □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条または第４条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していません。

○ ○ □ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者に該当しません。

○ ○ □ 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。
また、明日香村から報告・立会検査等の求めがあった場合は速やかに応じます。
もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じます。